大阪府知事 松井 一郎 様

大阪府監査委員大西寛文同山本浩二同岸本佳浩同森田秀朗同高橋明男

監査の結果 (報告)

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づき実施した監査の結果は下記のとおりであったので、同条第9項の規定により報告します。

記

監査の範囲	主に平成29年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行
監査対象機関	別表 1 のとおり
監査実施日	平成30年8月30日から平成31年1月31日まで
監査の実施方針	財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執 行が、適正かつ効率的・能率的に行われているかを主眼として監査した。
監査の結果	別添のとおり

所管部局	監査対象機関
政策企画部	青少年・地域安全室、危機管理室、消防学校及び東京事務所
総務部	市町村課及び契約局
財務部	府税事務所(中央・なにわ北・なにわ南・三島・豊能・泉北・泉南・南河 内・中河内・北河内)及び大阪自動車税事務所
府民文化部	消費生活センター、日本万国博覧会記念公園事務所及びパスポートセンター
福祉部	障がい福祉室、障がい者自立センター、砂川厚生福祉センター、障がい者 自立相談支援センター、女性相談センター、子ども家庭センター(中央・ 池田・吹田・東大阪・富田林・岸和田)、修徳学院及び子どもライフサポ ートセンター
健康医療部	健康医療総務課 (八尾保健所)、保健所 (池田・吹田・茨木・寝屋川・守口・四條畷・藤井寺・富田林・和泉・岸和田・泉佐野) 及びこころの健康 総合センター
商工労働部	計量検定所、総合労働事務所、高等職業技術専門校(北大阪・東大阪・南 大阪・芦原)及び大阪障害者職業能力開発校
環境農林水産部	農と緑の総合事務所(北部・中部・南河内・泉州)、動物愛護管理センタ 一及び家畜保健衛生所
都市整備部	港湾局、土木事務所(池田・茨木・枚方・八尾・富田林・鳳・岸和田)、 西大阪治水事務所、寝屋川水系改修工営所、流域下水道事務所(北部・東 部・南部)、安威川ダム建設事務所及び箕面整備事務所
教育庁	教育センター、中之島図書館及び中央図書館
監査委員事務局	監査委員事務局

別表2

所管部局	監査対象機関
政策企画部	青少年・地域安全室、危機管理室、消防学校及び東京事務所
総務部	市町村課及び契約局
財務部	府税事務所(中央・なにわ北・なにわ南・三島・豊能・泉北・泉南・南河 内・中河内)及び大阪自動車税事務所
府民文化部	消費生活センター、日本万国博覧会記念公園事務所及びパスポートセンター
福祉部	障がい者自立センター、砂川厚生福祉センター、女性相談センター、子ど も家庭センター(池田・吹田・東大阪・富田林・岸和田)及び修徳学院
健康医療部	健康医療総務課(八尾保健所)及び保健所(池田・吹田・茨木・守口・四 條畷・富田林・和泉・泉佐野)
商工労働部	計量検定所、総合労働事務所、高等職業技術専門校(北大阪・東大阪・南大阪・芦原)及び大阪障害者職業能力開発校
環境農林水産部	農と緑の総合事務所(中部・泉州)
都市整備部	土木事務所(池田・茨木・富田林・鳳・岸和田)、西大阪治水事務所、寝 屋川水系改修工営所、流域下水道事務所(東部・南部)、安威川ダム建設 事務所及び箕面整備事務所
教育庁	教育センター及び中央図書館
監査委員事務局	監査委員事務局